

平成 29 年 03 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 29 年 3 月 6 日（月）午前 10 時 30 分より白杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 2 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|----|------|-------|----|------|-------|----|------|--------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 議長 | 疋田 忠公 | 会長 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 番 | 江藤 敏博 | 委員 | 2 番 | 後藤 益喜 | 委員 | 3 番 | 佐藤 政雄 | 委員 | 4 番 | 鶴田 茂資郎 | 委員 | | | | | | | | |
| 5 番 | 三浦 拙夫 | 委員 | 6 番 | 小橋 勇二 | 委員 | 7 番 | 姫嶋 正則 | 委員 | 8 番 | 長田 徳行 | 委員 | | | | | | | | |
| 9 番 | 遠藤 喜一 | 委員 | 10 番 | 赤峯 勝幸 | 委員 | 11 番 | 柳井 徳雄 | 委員 | 12 番 | 物延 亀一 | 委員 | | | | | | | | |
| 13 番 | 佐藤 幸子 | 委員 | 14 番 | 山下 幸延 | 委員 | 15 番 | 柳井 正二 | 委員 | 16 番 | 甲斐 徳 | 委員 | | | | | | | | |
| 17 番 | 足立 正徳 | 委員 | 18 番 | 堀 京子 | 委員 | 19 番 | 小川 一男 | 委員 | 20 番 | 足立 敏雄 | 委員 | | | | | | | | |
| 21 番 | 川野 健治 | 委員 | 22 番 | 中野 定重 | 委員 | | | | | | | | | | | | | | |

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

付議議案

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 11 号 非農地証明願いについて
議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 13 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

副会長 　ただ今から総会を始めます。

局　長 　これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議　長 　それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局　長 　それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は全員出席となっており、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議　長 　次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議　長 　それでは、議席番号4番　鶴田　茂資郎　委員　10番　赤峯　勝幸　委員に議事録署名委員をお願い致します。

議　長 　それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次　長 　議案第9号　農地法第3条の規定による許可申請について　農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおり、あったので提案する。
平成29年3月6日　臼杵市農業委員会会長　疋田忠公

番号1、田　991㎡　外1筆、合計1,982㎡を耕地拡張のため、贈与により所有権移転するものです。

番号2、田　1,207㎡　を、耕地の拡張のため、売買により所有権移転するものです。

以上2件の申請については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調

和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。2月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

後藤

委員 私、後藤より、2月24日に実施しました議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請についてです。贈与により所有権移転するものです。申請地は2筆で、すべて適切に耕作・管理されている土地です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は1筆で、適切に耕作・管理されている土地です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。
平成 29 年 3 月 6 日臼杵市農業委員会 会長 足田忠公

番号 1、畑 148 m² 外 1 筆 合計 164 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 2、畑 400 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 3、畑 119 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、3 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足立

委員 私、足立より、2 月 24 日に実施しました議案第 10 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。一般住宅用地として利用するため、使用賃借権を設定するものです。申請地は 2 筆で、適切に耕作及び管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農

地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次長 　議案第11号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記の通り、あったので、提案する。

平成29年3月6日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号1、畑 79 m² については、農地法施行日（昭和27年7月15日）以前の昭和6年12月に農家用付属家・納屋用地に転用され非農地化した土地です。

番号2、畑 98 m²については、長い間耕作されず、竹や雑木等により非農地化した土地です。

番号3、畑 204 m²については、農地法施行日（昭和27年7月15日）以前の明治31年12月に農家用住宅用地に転用され、非農地化した土地です。

尚、今回より非農地証明願については、現地調査委員の報告が不要となりましたので、事務局よりチェックリストと合わせて報告致します。

番号1についてです。許可基準は、④の農地法施行以前に転用された農地に該当します。確認は税務課の課税台帳のコピーが添付されています。

番号2についてです。許可基準は、③の森林化して農地に復元することが困難な農地に該当します。

番号3についてです。許可基準は、④の農地法施行以前に転用された農地に該当します。確認は税務課の課税台帳のコピーが添付されています。

以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第11号 非農地証明願について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 非農地証明願については、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 29 年 3 月 6 日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 3 号）「平成 29 年 3 月 6 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 29 年 2 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、20,239 ㎡、19 筆です。畑については、11,711 ㎡、13 筆です。合計面積は、31,950 ㎡、32 筆です。次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 18 人に対しまして、借り手は 9 人となります。2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 29 年 3 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 2 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 13 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第 13 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 29 年 3 月 6 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 13 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

今回は、3 件の配分案について意見聴取をお願いいたします。最後の一件は、配分先の変更に伴う計画案の意見聴取になりますので、お願い致します。別冊資料の 1 ページをご覧ください。田 1 筆約 15a を配分するものです。なお、当該地番は基盤整備後の新地番となり、賃料に関しては、地権者との同意に基づき、使用貸借の設定となっております。次のページをお開きください。畑 2 筆合計 23a を配分するものです。賃料に関しては、地権者との同意に基づき、使用貸借の設定となっております。次のページをお開きください。畑 1 筆 32a を配分するものです。本件につきましては、冒頭で触れたとおり、配分先の変更になりまして、すでに農地中間管理機構が借りている農地です。今回の借受人と協議をした結果の配分替えとなっております。以上の配分計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 13 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案ど

おり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 11：00）